

第2章 臨時災害放送局の高度利用検討の背景

2. 1 臨時災害放送局の現状

2. 1. 1 臨時災害放送局の目的、制度

臨時災害放送局は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他の災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とし、自治体等が臨時かつ一時的に開設することのできるFM放送局である。

2. 1. 2 臨時災害放送局の主な開設条件

主な開設条件は以下の通りである。

- ・緊急時止むを得ないと認められるもの
- ・臨時災害放送局に使用できる周波数があること
- ・放送対象地域は、災害対策に必要な範囲であること
- ・放送内容は、被災者への支援及び救援活動等の範囲で必要範囲内のものであること



図2-1 臨時災害放送局の概要

臨時災害放送局の主な開設条件に関連する関係法令に関して以下に抜粋した。

臨時災害放送局関係法令(抜粋)

<電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)>

別紙2(第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第5 放送関係

4 超短波放送局

(3) 臨時災害放送局

臨時災害放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。

ア 免許主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。

イ 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

<放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)>

別紙1(第3条関係)

第3条(11)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。《21項のみ記載》

21 臨時災害放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるものとする。

(1) 認定等主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。

(2) 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

(3) 放送番組は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のものであること。

2. 1. 3 貸出し用臨時災害放送局設備

各地方総通局に、臨時災害放送局用設備を配備し、平時は、自治体等が行う送信調査や運用訓練に活用し、災害時は、自治体等に貸し出すことにより、災害時の迅速な開設が図られている。

実際の開設時には、無線従事者の選任及び臨時災害放送局の開局申請が必要で、自治体等、または、災害時の対応であれば、無償で貸し出されることとなっている。



図2-2 地方総通が整備した貸し出し用臨時災害放送設備

2. 1. 4 臨時災害放送局の開設例

自然災害の被害が予測できない規模に拡大する傾向にあり、全国で開設例がある。

- ・平成 26 年8月豪雨による土砂災害(兵庫県丹波市)
- ・平成 27 年9月 18 号台風豪雨による堤防決壊(茨城県常総市)
- ・平成 28 年熊本地震
- ・平成 30 年北海道胆振東部地震 など

中国管内では、

- ・平成 25 年山口・島根豪雨(島根県津和野町)
- ・平成 30 年7月広島豪雨(熊野町、坂町) の例がある。

いずれも甚大な被害が発生しており、迅速な対応が行われ、災害被害軽減等に寄与した。

一方で、実際の運用実績から、課題や教訓が明らかになってきている(広島県安芸郡熊野町、坂町の開設の実際について、5. 1. 4高度利用方策の臨時災害放送局開設事例への適用例を参照)。

2. 2 臨時災害放送局の開設から見えてきた課題

開設例において、臨時災害放送局が迅速に開局できた理由は、

- ・事前に機材が調達できていたこと
- ・放送のノウハウ(情報収集・情報発信の方法)と人材があったこと
- ・放送設備工事業者、専門業者と連携ができたこと
- ・放送局を運用する無線従事者が確保できたこと
- ・短期間で周波数が選定できたこと

といったことがあげられ、平時から臨時災害放送局を想定した準備が重要であることがうかがえる。

一方、実際の運用において、次のような課題が明らかになった。

- ・既設無線局への混信回避の関係から、周波数の選定が困難な場合がある。
(特に瀬戸内地域は、電波が輻輳しており、より困難を極める。)
- ・地形と電波伝搬の関係(放送エリアの推定・確保)
- ・送信場所の選定と確保及び電源の確保(放送の安定性確保)
- ・ラジオの感度や操作性、電池
- ・機材の確保(事前準備、緊急調達)
- ・災害対策本部等との連絡体制の確保
- ・他メディアとの連携、接続の在り方
- ・外部機関からの支援協力の確保
- ・住民等への周知方法
- ・閉局時期の適切な見極め

2. 3 臨時災害放送局の高度利用のニーズ

2. 3. 1 臨時災害放送局の実際の運用を通じて明らかになった高度利用のニーズ

(1) エリアカバー

臨時災害放送局の迅速な対応・安定的な運用確保から、送信点を自治体等の庁舎、避難所等に設置する例が多い。これらの設置場所は、送信高が比較的低く(30m～10m)、建物や地形の影響を大きく受け、スポット的に受信が困難な地域が発生する。

したがって、スポット的に発生する不感地帯エリアの対策を迅速に行うことが求められる。

(2) 周波数

複数の置局を行う場合、住民等に周波数の周知を行うため、地域的に周波数が異なることなく、同一の周波数が使用できることが早期に周波数が認知される上で望ましい。

2. 3. 2 高度利用に向けた基本的考え方

高度利用のニーズを踏まえ、検討を行う上での基本的な考え方は以下のとおりである。

(1) エリアカバー

- ・複数の置局を行うことで要求されるエリアカバーを実現する。また、複数の置局を同時に行うことは困難であるため、段階的に置局を行うことに適した方式を検討する。
- ・面的なエリアカバーを前提とした中継局とスポット的なエリアカバーを前提とした小規模な中継局をそれぞれ検討する。

(2) 周波数

- ・災害が広範囲にわたる場合、複数の自治体等が、臨時災害放送局を同時期に開設する可能性がある。また、瀬戸内地域は周波数がひっ迫しており、新たな周波数の確保が難しい。このため、中継局の周波数を同一とすることを前提とする。一方で、スポット的なエリアカバーを前提とした小規模な中継局の周波数は柔軟に検討する。

(3) 要求する品質

- ・臨時災害放送局の目的を達成することが可能な品質確保を前提として検討する。

(4) 既存技術の活用

- ・既存の関連技術を効果的に組み合わせることで、高度利用を実現する。